様式第9号（第15条第6項関係）

第　　　号

年　月　日

（反対意見書を提出した第三者）様

粕屋町議会議長

**開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書**

あなた（貴団体）から　　　　年　月　日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年粕屋町条例第19号）第27条第3項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有  個人情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 年　　　月　　　日 |
| 開示を実施する日 | 年　　　月　　　日 |
| 担当 | 粕屋町議会局  電話番号（　　　　）　　　　―　　　　　　　内線（　　　　　） |
| 備考 |  |

(教示)

　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として（代表者は粕屋町議会議長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。